

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

Title	(第 5 章)社会福祉専門職による意思決定支援に関する覚書：自己決定の制限を踏まえて
Author	高橋 康史
Citation	URP「先端的都市研究」シリーズ. 18 巻, p.55-61.
Published	2020-03-15
ISBN	978-4-904010-33-4
Type	Book Part
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学都市研究プラザ
Description	刑務所出所者等の意思決定・意思表示の難しさと当事者の声にもとづく支援
DOI	10.24544/ocu.20200615-012

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

第5章

社会福祉専門職による意思決定支援に関する覚書

：自己決定の制限を踏まえて

高橋 康史

1 ここでやりたいこと

筆者は、刑務所を出所した障がいがある人びとが暮らす共同生活援助（グループホーム）で、社会福祉士として支援に従事した経験があります。本稿では、この実務経験をオートエスノグラフィックに記述します。オートエスノグラフィックは、それを記述する者が自己反省的に個人的経験を振り返り、その自伝的なストーリーを社会的な文脈から再解釈する質的研究の1つの方法論です。本稿で論じていく意思決定支援のあり方は、筆者自身の実務経験——当事者が先生となり私を育ててくれた経験——に拠っています。ですので、この経験に説得性をもたせるために適した方法論が、オートエスノグラフィックです。

本稿では、筆者の社会福祉士としてのオートエスノグラフィックを記述することを通して、刑務所出所者等の意思決定支援において、専門職の専門知と当事者の経験知の溝を知ることがいかに重要なのかを説明します。そのうえで、社会福祉専門職であるならば誰もが知っている「バイスティックの7原則」をもとにしながら、社会福祉専門職による意思決定支援の留意点について提案しようと思います。

2 社会福祉士としてのオートエスノグラフィー

筆者が初めて現場に出向いたのは2011年の秋のことです。当時、社会福祉系の学部を卒業し、大学院で修士号取得に向け研究に取り組んでいました。大学院では週に6コマの授業があったので、日々課題に追われていました。こうした中で、実務経験もない学部を卒業したばかりの「ペーペー」の私が、なぜ非常勤の社会福祉士の仕事——しかもそれが、刑務所出所者の再犯防止に関わる仕事——に従事する余裕があったのでしょうか。その理由は2つあります。それは、学部卒業時に社会福祉士と精神保健福祉士の2つの国家資格のダブル受験に合格していたからです。次に卒業論文で、罪を犯した人に対する社会福祉による支援の必要性と課題について取り組み、それが、当時在籍していた大学内の懸賞論文で優秀賞を受賞していたからです。

ここからはご想像の通りです。社会福祉士と精神保健福祉士の国家資格をもち、刑務所者出所者等の専門家気取りだった私は、誇らしい気持ちで現場に出向いていったのです。まるで、現場に私が呼ばれている気持ちでした。現場に初めて出向いた日のことは今でも覚えています。ワクワクしていました。

しかし、専門職気取りの高橋社会福祉士は、出鼻をくじかれるのです。高橋社会福祉士は、これまでの学びを活かし、クライアント（＝専門職による被支援者に対する呼び方）の幸福の実現に寄与したい気持ちでいっぱいでした。まずは、挨拶です。高橋社会福祉士はクライアントに対して、「社会福祉士の高橋康史です」と自己紹介していました。また、これまで学んできたソーシャルワーク論を根拠としながら、専門職としての関わりにこだわっていました。ストレングス・モデル、人と環境の交互作用、生活者の視点、クライアント主体……高橋社会福祉士の頭の中は、ソーシャルワーク理論でいっぱいでした。この時、高橋社会福祉士は、形式化された面談が重要であると信じきっていました。

現場に行くようになって1ヵ月が経過していたころ、ある失敗を経験したクライアントと振り返りの面談を行う機会がありました。実は、彼は自分がしたことが（他者から見れば）失敗経験であることを自覚していました。に

もかかわらず、当時の私は振り返りを通じて失敗を意味づけることに頭がいっぱいでした。

30分以上、無言を貫いた後に、そのクライアントは震えながら、高橋社会福祉士に次のような言葉を捧げました。

私をそんな目で見ないで下さい。

この言葉をもらった高橋社会福祉士は大パニックに陥りました。なぜなら、「私をそんな目で見ないで下さい」という言葉は、社会福祉士である私がクライアントに対して上の立場にいるということを暗示していたからです。専門職たる社会福祉士は本来クライアントと対等な関係を築くことが望ましいとされています。この一言で、高橋社会福祉士は、自らのこれまでの振舞いが、全て「支援」ではなく「指導」であったことに気づくのです。同時に、その原因が、社会福祉士の専門知であったことにも気づきます。

どのような経緯でそうなったのかは全く覚えていませんが、この経験から、高橋社会福祉士は生まれ変わろうと努力しました。まずは、クライアントではなく、一人の人間として当事者を見ようと試みました。そして、支援に関係がない会話を日常的にするように心がけました。形式にとらわれず、また、社会福祉士としてではなく、一人の人間として彼らと時間を共有できるように努力しました。面談も、形式にとらわれず、散歩や運動等何かをしながら、話を伺うことで、彼らが今何を感じていて、何に困っているのかを聴くだけでなく、感じることも大切にしていきました。

こうした経験の積み重ねもあってか、当事者の皆さんは、私を高橋君と呼ぶようになっていきました。ですが、私はその後もいろいろな壁に直面しました。特に、彼らが自分の人生にかかわる事項について「選択する」際にどのような形でそれを尊重できるかについてはたくさん悩みました。そして、当事者の方との時間の共有をもとに、刑務所出所者等の地域生活支援において〈なんでも話せる関係〉を構築することが重要であることを学んでいきました（高橋 2019）。

3 社会福祉士としての自己を反省する

このように、当事者が先生となり、社会福祉士たる「高橋君」を育てた過程にこそ筆者の実務経験を反省的に捉え直すヒントがあります。私たち社会福祉士は、自らの権力性に自覚的になり、クライアントと対等な関係を築くことが支援において基盤となると学んできました。これも非常に重要な点です。

しかし、筆者は当事者から、対等な関係など築き得ないということがわかりました。彼らは、生きるか死ぬかというサバイバルを生きた経験があり、人から裏切られた経験は私たちの想像を超えるものだと思います。まして、われわれ社会福祉士は、少なくとも大学や専門学校の養成校を卒業し、国家試験を受けて合格して得ることができる資格です。当事者からすれば、私たちはただのエリートです。今思えば、現場に行った時に、平気で「今日大学院が終わってきました」等と、疑いももたず自己開示していた自分に嫌気がさします。このように、当事者とわれわれ専門職との間には大きな壁があります。そこで対等な関係など本当に築けるのでしょうか。

ここで考えていきたいのはわれわれ専門職が捉える当事者の生活と、当事者自身から見える彼らの生活の空間と見方には大きな乖離が存在しているということです。私たちの間には大きな壁があります。それが何なのか。ここからは、バイスティックによる名著『ケースワークの原則』をもとに、専門職と当事者の間に溝について考察を加えていきます。

4 バイスティックの7原則における自己決定

バイスティック（1957=2006）は、ケースワークにおける援助関係の重要性を説きました。彼によれば、援助関係を形成することはケースワーク過程全体の目的の一部であるといいます（Biestek 1957=2006:17）。そして、その援助関係は、援助の目的を達成するだけでなく、援助というサービスの本質を維持するためにも不可欠で（Biestek 1957=2006:30）、「クライアントが彼と環境とのあいだにより良い適応を実現していく過程を援助する目

的もっている」(Biestek 1957=2006:17) そうです。社会福祉の支援は、プロセスが重要であることがわかります。

そして、バイスティックは、援助関係における相互作用を導く 7つの原則を提案しました。それがバイスティックの 7原則です。社会福祉を専門とする人や、社会福祉の領域で働く人なら誰もが知っている原則です。具体的には、1つ目にクライアントを個人として捉える(個人化)、2つ目にクライアントの感情表現を大切にする(意図的な感情の表出)、3つ目に援助者は自分の感情を自覚して吟味する(統制された情緒的関与)、4つ目に受けとめる(受容)、5つ目にクライアントを一方向的に非難しない(非審判的態度)、6つ目にクライアントの自己決定を促して尊重する(クライアントの自己決定)、7つ目に秘密を保持して信頼感を醸成する(秘密)の7つです。

ここでは、オートエスノグラフィーで記述してきたように当事者が自分で選ぶことの難しさを乗り越えるうえでも、このブックレットの主題でもある意思決定支援について深めていくためにも、6つ目のクライアントの自己決定について焦点を当てていきたいと思います。

社会福祉の実践現場では、バイスティックの 7原則における自己決定をあまりにも単純に解釈されていると私は思っています。2011年、実践現場に初めて出向いた私もそうでした。社会福祉士が行う自己決定は、Aという支援とBという支援を用意し、それを当事者に「Aか、Bか、AとBか、それ以外か」を単純に選択してもらうことが重要であると認識されているように思います。ですが、われわれが思っているより、一筋縄ではありません。それは特に、次のようなバイスティックによる記述から読み取ることができます。

クライアントの自己決定を促して尊重するという原則は、ケースワーカーが、クライアントの自ら選択し決定する自由と権利そしてニーズを具体的に認識することである。また、ケースワーカーがこの権利を尊重し、そのニーズを認められるために、クライアントが利用することのできる適切な資源を地域社会や彼自身のなかに発見して活用するよう援助する責務もっている。さらにケースワーカーは、クライアントが彼自

身の潜在的な自己決定能力を自ら活性化するように刺激し、援助する責務ももっている。しかし、自己決定というクライアントの権利は、クライアントの積極的かつ建設的決定を行う能力の程度によって、また市民法・道徳法によって、さらに社会福祉機関の機能によって、制限を加えられることがある (Biestek 1957=2006: 164)。

注目すべきは、自己決定の尊重には制限が加えられる場合が存在するということです。それが、クライアントの能力や、法律、さらにここで重要なのが、社会福祉機関の機能もその制限となるということです。社会福祉士は、社会福祉政策など、支援システムのもとに位置づく専門職です (高橋 2018)。そのため、社会福祉士という存在それ自身が自己決定を制限する存在になりかねません。バイスティックによれば、社会福祉機関は、法律等で定められたその機能を遂行する目的をもって組織しているため、クライアントは社会福祉機関のこのような権利を尊重する義務を負っているといえます。そして、「クライアントはサービスを求めるとき、その福祉機関がもっている機能の範囲内でサービスを求めなければならない」(Biestek 1957=2006: 188) のです。見方を変えると、社会福祉専門職は、そこでできることやその機関の機能をクライアント自身に身をもって実感してもらわなければならないのです。

5 自己決定の制限を乗り越えるために

社会福祉専門職側が、この制限を自覚しないまま、あるいは、この制限の本質を理解しないまま、地域生活支援に関わってしまうと何が起きるでしょうか。私は、(支援する側から見た) 問題行動はこの自己決定の制限を踏まえていないが故に生じる場合があると考えています。たとえば、地域生活定着促進事業を活用し、刑務所を出所しようとする者がいるとします。彼は、出所後の社会福祉サービスを見つかることができました。実際に、刑務所の中で彼自身が意思を表明していました。しかし、いざ出所し、社会福祉サービ

スの利用を開始すると、「こんなはずじゃなかった」と主張しました。そして、気持ちを表現するのが苦手な彼は（支援する側から見た）問題行動をするようになるのです。彼自身が、社会福祉サービスの機能を理解していなかったということは、社会福祉専門職がその機能を彼にきちんと説明できていないということを意味しています。

まして、先のオートエスノグラフィックな記述からわかったように、専門職と当事者の間には溝があります。繰り返しますが、当事者から見ればわれわれはエリートであり、われわれは当事者の気持ちをわかりきることは不可能です。対等な関係も幻想だと思います。だからこそ、われわれ社会福祉専門職は当事者が自分の人生をどうしていきたいのかを読み解いていくことが必要なのです。

このように、この自己決定の制限を乗り越えるには、当事者の立場に立ち、そこから彼の価値観を踏まえたうえで自己決定を促すだけでは不十分です。オートエスノグラフィの記述を通して明らかになったように、われわれ社会福祉専門職がどのような価値観をもち、そこにどれだけの当事者との溝が存在するのかをきちんと把握することが、自己決定を促すうえではとても大切なことであると私は考えます。そして、これが、刑務所出所者等の意思決定支援における留意点です。

[参考文献]

- Biestek, F. P. (1957) *The Casework Relationship*, Loyola University Press.
(=尾崎新・福田俊子・原田和幸訳 (2006) 『ケースワークの原則 [新訳改訂版] ——援助関係を形成する技法』誠信書房.)
- 高橋康史 (2018) 「刑余者の地域生活支援に関する事例研究—ワーカー／クライアント関係に注目して」『人間文化研究』31, 39-56.
- 高橋康史 (2019) 「社会福祉の歴史から見るソーシャルワーカー」『法学セミナー』767, 34-39.